（別紙）

青森県災害救助法施行細則の一部改正の趣旨

災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項は、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号。以下「令」という。）第３条第１項及び第５条の規定により、内閣総理大臣が定める「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日内閣府告示第228号。以下「国基準」という。）」に従い、あらかじめ都道府県知事等がこれを定めることとされており、本県においては、国基準に従い、青森県災害救助法施行細則（昭和30年4月青森県規則第40号。以下「細則」という。）においてその具体的な内容を定めているところである。

１　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正（令和８年３月３１日内閣府告示第１８号）を踏まえ、青森県災害救助法施行細則の一部を改正するものである。

２　職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年10月青森県条例第50号。令和８年４月１日施行）により職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年９月青森県条例第45号）が改正されたことを踏まえ、別表第二において旅費の具体的な金額は定めないこととし、同条例の規定により算定した額の旅費を支給することとする。

３　災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和７年法律第51号）による法の改正（令和７年７月１日施行）により、都道府県知事等が登録被災者援護協力団体を救助に要する業務に協力させる場合には、その実費を弁償しなければならないこととされた（改正後の法第８条第４項）ことから、国基準に従い、救助の種類に応じて、別表第一各号に定めるところにより実費弁償を行うこととするものである。

＜改正箇所＞

新旧対照表のとおり